作成年月日 2014 年 12 月 18 日（第 1 版）　　届出番号 13B2X00206000125
改訂年月日 2023 年 7 月 13 日（第 2 版）*

器械器具２２　検眼用器具
一般的名称　複視診断計　コードＮｏ15826000
一般医療機器（クラスⅠ）
販売名　　ＬＥＤヘスチャートプロジェクター2

【警告】*
温度が上がったら、消灯して冷却すること。

【形状、構造及び原理】*



全長：640×450×1060～1310 mm
（赤緑眼鏡付顎台、指示灯、プロジェクター、光学台）
最大消費電力：700W（内コンセント 400W）

本器は光学台に赤緑眼鏡付顎台、ヘスチャートを投影するプロジェクター、検査視標を投光する指示灯が取り付けられている。赤色の碁盤目状のヘスチャートと緑色の検査視標を壁面に投影し、検査対象に赤緑眼鏡を通してこれらの視標を見せる事により、複視を診断する。

【使用目的又は効果】*
複視診断（両眼視機能検査、眼筋麻痺、複像検査）。

【使用方法】*
(1)　製品仕様の検査距離に合わせ、本器を壁面より検査対象眼まで 1.4mまたは 1mの位置に配置する。
※壁面は 2m×2m（1.4m仕様時）または 1.5m×1.5m（1m仕様時）が必要。壁色は白色または、なるべく薄い色が望ましい。また、検査は部屋を暗くして行うため、外光を遮断することができる部屋、可能であれば暗室が望ましい。
(2)　検査対象眼が赤緑眼鏡の中心に来るよう、眼鏡枠、顎台上下ノブ等を用いてセットし、頭部をヘッドバンドにて安定さる。赤緑メガネは前後と左右個別に可動。
(3)　指示灯、プロジェクターの電源を入れる。壁面に赤色ヘスチャート投影図及び緑色検査視標が投影される。
(4)　緑色フィルターを通しては緑色検査視標が見えず、赤色フィルターを通してはヘスチャート投影図が見えず、両眼が分離されたことになる。
(5)　部屋を暗くして検査する。
(6)　検者はヘスチャート投影図の検査点（通常±15 度、9 ポイント）を緑色検査視標で指示する様検査対象者に伝える。左右眼検査する。
(7)　検査対象者が緑色検査視標で示した点を記録用紙に記入する。

（使用方法：参考）
・ヘスチャート図：赤色、5 度きざみ。0-180 度方向 30 度まで。
90-270 度方向 30 度まで。その他角度 25 度まで。
・検査視標：緑色矢印または点の投影図。

【使用上の注意】*
(1)　電源、アース等の接続を確実にすること。
(2)　長時間点灯したままの放置、布や袋をかぶせた状態での点灯はさせないこと。
(3)　濡れた手でコードやコンセント、機器に触れないこと。
(4)　強い衝撃を与えたり、投げたりしないこと。
(5)　コンセント、指示灯ターミナルにクリップなどの金属類を近づけたり、濡らしたりしないこと。
(6)　水洗いをしないこと。
(7)　水分や液体がかかった場合には、直ちに電源をコンセントから抜くこと。
(8)　顎台等部品が安定して固定されているか確認してから使用すること。
(9)　光学台がアジャスターにて確実に固定されていることを確認してから使用すること。
(10)　AC アダプター等付属品は標準品以外を使用しないこと。
(11)　コンセントから電源プラグを抜くことができない場所への設置は行わないこと。
(12)　コンセントに金属類を近づけたり、濡れた状態で電源プラグをつないだりしないこと。
(13)　コンセント、指示灯ターミナルに差し込む際は奥までしっかりと差し込んでから使用すること。
(14)　ＡＣ１００Ｖ電源で使用すること。
(15)　電源プラグに汚れや、異物が付いたままで使用しないこと。
(16)　光源を長時間見つめないこと。
(17)　製品は可能な限り他の電子製品と隣接、重ねた状態で使用しないこと。
※他製品との電波の干渉により正常に動作しない可能性があります。
(18)　不安定な場所や傾斜した場所に設置せず、平らな場所に設置すること。
(19)　長時間使用しない場合は、電源プラグをコンセントから抜くこと。

【保管方法及び有効期間】*
(1)　常温、常湿、埃の少ない所にカバーをかけて保管すること。
(2)　使用期限は特にありませんが、６年を目途にご使用ください。

【保守・点検に係る事項】*
(1)　極端に湿気や塩分の多い場所、水のかかる場所、高温になる場所では使用、保管しないこと。
(2)　汚れた場合は、水気をよく切った布巾やアルコールを含ませた脱脂綿などで拭うこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】
氏名　株式会社　半田屋商店
住所　〒113-0033 東京都文京区本 3-37-4
電話　03-3811-0087
FAX　03-3818-9695

【製造業者】*
氏名　株式会社 東和